

委託業務仕様書

- 1 業務名 令和7年度 佐久市人権問題に関する市民意識調査委託業務
- 2 業務箇所 佐久市全域
- 3 委託期間 契約日から令和8年2月27日まで
- 4 業務内容

(1) 調査地域、対象者、対象者数、マスターサンプル（使用名簿）

- ・調査地域：佐久市内
- ・調査対象者：佐久市内に居住する18歳以上の個人
- ・対象者数：1,000人
- ・マスターサンプル：委託者が無作為抽出し、宛名ラベル形式で受託者へ提供する。

(2) 市民意識調査実施期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

(3) 調査方法

- ・郵送による無記名方式
- ・調査の回答方法は、郵送とオンラインを併用するものとし、回答者がいずれかの方法で回答できるようにすること。

(4) 調査票の作成

- ・設問内容及び設問数は、過去の調査票を参考に社会情勢や地域社会の変化を踏まえ、継続的、経年的に分析できる質問事項を委託者と協議の上設定し概ね40問程度とする。
- ・紙面の調査票は、回答者が回答しやすくなるようにレイアウトなどを工夫し、受託者が印刷する。
- ・受託者は、オンラインによる回答に用いる調査票を電子的に作成し、その調査票のURLから生成したQRコードを、紙面の調査票に印刷するものとする。

(5) 調査票発送業務

- ・受託者は、角2封筒（発送用）、長3封筒（返信用）を用意し、必要事項を印刷する。
- ・受託者は、調査票を返信用封筒とともに封入、封かんし発送する。
- ・受託者は、調査開始から10日程度経過した時点で「お礼兼督促はがき」を発送する。

(6) 回収業務

- ・回収率は60%を想定する。
- ・回収した調査票は、委託者が開封後、受取人払いとして受託者へ送付する。
- ・受託者は、委託者から送付された回答票を受領し集計・分析する。

(7) 集計・分析業務

- ・項目別単純集計、属性別クロス集計、質問間クロス集計を行う。
- ・集計した数値において分析を行う。
- ・前回調査との比較検討並びに国や県等の類似調査と比較分析する。
- ・受託者は、最終報告までに、委託者と報告書について校正を3回以上行う。
- ・調査データは、Microsoft Word 及び Excel を使用して集計、記録するものとする。

(8) 調査結果の報告書作成業務（成果品）

- ・成果品は、電子データ及び紙媒体で提出すること。

ア 速報報告（項目別単純集計を令和7年11月10日までに報告すること）

- ・報告書 電子データ、紙媒体2部（A4版・100ページ程度）
- ・報告書概要版 電子データ、紙媒体1部（A3版 1ページ程度）

イ 最終報告（令和8年2月27日までに提出すること）

- ・報告書 電子データ、紙媒体1部（A4版・100ページ程度）
- ・報告書概要版 電子データ、紙媒体1部（A3版 1ページ程度）

(9) 提出先メールアドレス

jinken@city.saku.nagano.jp

（佐久市 市民健康部 人権同和課 宛）

(10) 受託者の義務

- ・受託者は、受託する業務の特性を十分認識し、受託業務を誠実に遂行すること。
- ・受託者は、業務の遂行上知り得た秘密、その他の情報を業務以外の目的に使用したり、漏らしたりしてはならない。業務の終了により、その者が業務を行わなくなった後も同様とする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。

6 問い合わせ先 佐久市役所 市民健康部 人権同和課

〒385-8501 佐久市中込 3056

TEL 0267-62-3135（直通）

FAX 0267-64-1157

E-mail jinken@city.saku.nagano.jp